

- ・ユニバーサルサービスの提供については、日本郵便で実施する郵便事業のほか、窓口業務契約に基づいて郵便局においてゆうちょ銀行、かんぽ生命の業務を受託しているところ
- ・引き続きグループ一体的な運営に取り組み、ユニバーサルサービスを確保してまいりたい

- ① 関連法の改正を踏まえ、銀行・保険の窓口業務契約にかかる認可について、法令の定めにしたがって適切に対応してまいりたい。
- ② また、当社としては従前から、ゆうちょ銀行・かんぽ生命との資本関係の如何に関わらず、グループとして一体的な運営が行えるよう、仕組みや運用面で必要な手当てに取り組んできたところ

(取組みの具体例)

グループ一体経営の維持	・グループ各社との間でのグループ協定等の締結 ・グループ運営会議の実施等を通じた、グループ経営上の課題の共有
グループ共通事務・インフラの一体運営	・グループ横断的な共通事務の集約、効率化（例：社会保険、雇用保険等） ・社員の個人専用ページ（JP社員マイページ）を活用した、共通事務（給与明細の閲覧・年末調整の申請等）の電子化 ・グループ共通インフラとして、通信ネットワーク（PNET）の整備、統合データセンターの運用
グループ一体感の醸成	・JP社員マイページへのグループ報の掲載等 ・グループ合同研修の実施（新入社員研修、次世代リーダー育成研修等）

- ③ 上記に加え、システムや商品の提供子会社を通じた資本関係を構築することで受委託関係を支える連携強化策を進めている他、郵政民営化委員会からのご指摘も踏まえ、データ連携の観点からもグループ一体的な取組みを進めるべく、各社が保有する顧客IDを共通IDに一元化し、保有データを活用した新サービスの創出に取り組んでいる

(取組みの具体例)

子会社を通じた資本関係の構築	・グループ内外のDX推進の支援のためJPデジタルを設立（出資比率：日本郵政85%、かんぽ10%、ゆうちょ5%） ・郵便局を通じた投資商品の提供等のためゆうちょアセットマネジメントを設立（同：ゆうちょ50%、日本郵便25%）
保有データの活用	・ゆうIDを用いたグループ一体的なサービスの提供 (ゆうID：約1,960万ID、郵便局アプリDL数：約1,160万DL、ゆうゆうポイント利用者(ID)：約720万ID(2026年7月末現在))

銀行窓口業務契約の内容

1 目的

本契約は、日本郵便株式会社が、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第5条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務を利用者本位の簡便な方法により、あまねく全国において公平に利用できるようにするために、株式会社ゆうちょ銀行との間で締結するものである。

2 銀行窓口業務

① 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、株式会社ゆうちょ銀行を関連銀行として、銀行窓口業務を営むこととする。

② 日本郵便株式会社が銀行窓口業務として行う具体的な業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行として行う流動性預金及び定期性預金の受入れを内容とする契約の締結の代理(次に掲げるものに係るものに限る。)

ア 通常貯金

イ 定額貯金(自動積立定額貯金、財産形成定額貯金、財産形成年金定額貯金及び財産形成住宅定額貯金を除く。)

ウ 定期貯金(自動積立定期貯金、満期一括受取型定期貯金、ゆうちょ年金定期及びニュー福祉定期貯金を除く。)

二 株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行として行う為替取引を内容とする契約の締結の代理(次に掲げるものに係るものに限る。)

ア 普通為替

イ 定額小為替

ウ 通常払込み

エ 電信振替

3 営業所

銀行窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所の名称及び所在地は、日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の内容を参照。

4 委託手数料

株式会社ゆうちょ銀行が日本郵便株式会社に支払う銀行窓口業務に係る手数料は、銀行窓口業務が適切に行われるよう、銀行窓口業務の遂行に要する適正な費用等を勘案して定める。

5 簡易郵便局受託者

日本郵便株式会社は、簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第4条第1項に規定する受託者に対して、2②に掲げる業務を委託することができる。

6 契約期間

本契約の効力は、平成24年10月1日から発生し、8に規定する契約の解除がない限り、本契約は有効に存続するものとする。

7 契約の変更

日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行は、銀行窓口業務の健全かつ適切な運営を確保するため、特に必要が生じた場合は、双方で協議し合意の上、本契約を変更することができる。

8 契約の解除

① 本契約は、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の双方の合意がない限り解除することができないものとする。

② 前項の規定にかかわらず、銀行窓口業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から特に必要が生じた場合には、日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。同じく、日本郵便株式会社が重大な法令等違反行為を行っていたこと等、株式会社ゆうちょ銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図る観点から重大な問題があると認める場合には、株式会社ゆうちょ銀行は、日本郵便株式会社に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。

③ 前項により協議を申し入れた日から6か月を経過する日までに解除について合意に至らない場合には、日本郵便株式会社又は株式会社ゆうちょ銀行は、書面により一方に対し本契約の解除を通知できるものとし、当該通知を発した日から6か月を経過する日をもって、本契約は解除されるものとする。

9 業務不能時等の通知

① 日本郵便株式会社は銀行窓口業務の遂行が不能または著しく困難となったときは、直ちに株式会社ゆうちょ銀行に通知し、その指示を受けなければならない。

② 株式会社ゆうちょ銀行は、事故その他銀行窓口業務の遂行が不能または著しく困難となる重大な事由が株式会社ゆうちょ銀行において発生したときは、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。

保険窓口業務契約の内容

1 目的

本契約は、日本郵便株式会社が、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第5条の責務として、簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により、あまねく全国において公平に利用できるようにするために、株式会社かんぽ生命保険との間で締結するものである。

2 保険窓口業務

① 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、株式会社かんぽ生命保険を関連保険会社として、保険窓口業務を営むこととする。

② 日本郵便株式会社が保険窓口業務として行う具体的な業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 株式会社かんぽ生命保険を所属保険会社として行う次に掲げる生命保険の保険契約に係る保険募集

イ 普通終身保険及び特別終身保険

ロ 普通養老保険及び特別養老保険

二 次に掲げる株式会社かんぽ生命保険の事務の代行

前号に規定する保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理

3 営業所

保険窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所の名称及び所在地は、日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の内容を参照。

4 委託手数料

株式会社かんぽ生命保険が日本郵便株式会社に支払う保険窓口業務に係る手数料は、保険窓口業務が適切に行われるよう、保険窓口業務の遂行に要する適正な費用等を勘案して定める。

5 簡易郵便局受託者

① 日本郵便株式会社は、簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第4条第1項に規定する受託者(次項において「簡易郵便局受託者」という。)に対して、2②二に掲げる業務を委託することができる。

② 株式会社かんぽ生命保険は、簡易郵便局受託者との間で、次の各号のいずれかの事由が生じる場合には、その旨を日本郵便株式会社に通知する。

一 株式会社かんぽ生命保険が、簡易郵便局受託者と2②一の保険募集を含む委託契約を締結するとき

二 前号に規定する委託契約に基づき委託した保険募集について、2②一に係る種類を変更するとき

三 第1号に規定する委託契約を終了するとき

6 契約期間

本契約の効力は、平成24年10月1日から発生し、8に規定する契約の解除がない限り、本契約は有効に存続するものとする。

7 契約の変更

日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険は、保険窓口業務の健全かつ適切な運営を確保するため、特に必要が生じた場合は、双方で協議し合意の上、本契約を変更することができる。

8 契約の解除

① 本契約は、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の双方の合意がない限り解除することができないものとする。

② 前項の規定にかかわらず、保険窓口業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から特に必要が生じた場合には、日本郵便株式会社は、株式会社かんぽ生命保険に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。同じく、日本郵便株式会社が重大な法令等違反行為を行っていたこと等、株式会社かんぽ生命保険の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点から重大な問題があると認める場合には、株式会社かんぽ生命保険は、日本郵便株式会社に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。

③ 前項により協議を申し入れた日から6か月を経過する日までに解除について合意に至らない場合には、日本郵便株式会社又は株式会社かんぽ生命保険は、書面により一方に対し本契約の解除を通知できるものとし、当該通知を発した日から6か月を経過する日をもって、本契約は解除されるものとする。

9 業務不能時等の通知

① 日本郵便株式会社は保険窓口業務の遂行が不能または著しく困難となったときは、直ちに株式会社かんぽ生命保険に通知し、その指示を受けなければならない。

② 株式会社かんぽ生命保険は、事故その他保険窓口業務の遂行が不能または著しく困難となる重大な事由が株式会社かんぽ生命保険において発生したときは、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。

子会社を通じた資本関係の構築

添付資料2

	
名前	株式会社JPデジタル
設立年月日	2021年7月1日
概要	日本郵政グループ各社及びグループ外企業に対するDX推進や、デジタル関連サービス・ソリューションの開発・試験・運用
主な株主	日本郵政 85% かんぽ生命 10% ゆうちょ銀行 5%
資本金	1億円

	
名前	ゆうちょアセットマネジメント株式会社
設立年月日	2015年8月18日 注：2026年4月1日にJP投信株式会社がJPインベストメント株式会社を吸収合併し、「ゆうちょアセットマネジメント株式会社」に商号変更。
概要	個人向け投資信託商品の開発、販売チャネル支援、機関投資家向けPE ファンドの運用
主な株主	ゆうちょ銀行 50% 日本郵便 25%
資本金	12.5億円

参考4 ゆうIDを用いたグループ体系的なサービスの提供

- ▶ ゆうIDを軸としてお客さまの人生に寄り添うことで、ライフイベントに合わせたサポート等をグループ全体で提供
- ▶ ゆうIDやポイント等でグループ外との連携を進め、お客さまの利便性とお得さを拡大



2028年度時点の目標値

ゆうID(現状1,850万→28年度2,800万)、ゆうゆうポイント利用者(ID)(現状600万→28年度1,000万)、郵便局アプリDL数(現状1,000万→28年度2,000万)